研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 2 年 6 月 3 0 日現在

機関番号: 32621

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2017~2019

課題番号: 17K03323

研究課題名(和文)19世紀末ドイツ勧解人記録帳の分析 裁判外紛争解決史の実証研究

研究課題名(英文) Analysis of the record books of German arbiters (Schiedsmänner) at the end of the 19th century - Empirical study of the history of dispute resolution

outside the court

研究代表者

松本 尚子 (Matsumoto, Naoko)

上智大学・法学部・教授

研究者番号:20301864

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.400.000円

研究成果の概要(和文):本研究は、19世紀ドイツ地域型調停の運用実態を、残存する調停記録帳から分析するものである。具体的には、研究開始時点でわずかにその存在が確認できていた19世紀末ドイツの自治体調停記録帳を統計・内容的に分析し、当時の代表的裁判外紛争解決手続きが住民のどのようなニーズに応えたのかを測り、後の比較法史研究に資することを目指した。

調査によりマールブルク公文書館に大量の 1848~1879年のみで11,700事件を超える 自治体調停記録が見つかり、サンプルとしてヴァルデック侯国ニーダーヴィルドゥンゲン治安裁判所における記録帳の申立件数、紛争内 容、和解率、当事者の社会的属性等の傾向を分析した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究は、19世紀ドイツの自治体調停記録帳を分析する、国内外で最初の包括的研究である。ADRの普及により 新たにその重要性が認められた調停の生の記録を提供することにより、国内では、裁判外紛争解決史料の比較研 究に資することが見込まれる。一方、近年のドイツでは、1980年代以降のミクロ史・日常史の台頭により、下級 審や市町村の行政記録への史料的関心が高まっており、本研究の成果がこうした研究に有効活用されることが見 込まれる。

さらに、本研究では、教区教会主導で結成された調停団体「平和協会」の存在が明らかになった。これは近代ドイツの調停への理解を部分的に修正するインパクトがあるといえよう。

研究成果の概要(英文):This study analyzes the operation of regional arbitration in 19th-century Germany from the surviving arbitration record books. Originally, it focused on municipal arbitration in late 19th-century Germany, because they were the only source which were known at the start of the research. A statistical and content analysis of the record books should show how the ADR at the time was used by the residents. The purpose of this project is to measure whether the needs of the users of arbitration were met, and to contribute to the later study of comparative legal history. The later research revealed a large number of municipal arbitration records - over 11,700 cases only for the period of 1848-1879 - in the Hessian State Archive Marburg. The record books at the Nieder-Wildungen Court of Justice in the Margrave of Waldeck have been chosen as sample data to analyze the trends in the number of claims, the nature of the dispute, the settlement rate, and the social attributes of the parties.

研究分野: 西洋法制史

キーワード: 裁判外紛争解決 自治体調停 和解 ヴァルデック ドイツ 19世紀 治安裁判所 司法利用

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1.研究開始当初の背景

- (1) 2000 年にはじまる司法制度改革は、「利用しやすい司法」実現のための施策の一環として、官民の裁判外紛争解決(ADR)を促進する法整備を打ち出した。その背景としては、アメリカ1998 年の ADR 促進法を筆頭に各国で進む ADR 立法整備や、これを支えたさまざまな試行錯誤を挙げることができる。
- (2) 一方、日本では1970年代頃から、民事裁判の利用が欧米諸国に比べて少ない理由をめぐって「日本人の裁判嫌い」論争がさまざまな角度から繰り広げられてきた。この論争を背景に、法史学では1990年代から、明治初期の調停(勧解)制度の実態を明らかにする研究が進んだ。2010年代には、これらの研究成果を発展させ、英仏独中日の近代調停制度の理念や形成過程、運用実態をはじめて包括的に比較した共同研究も発表されている()
- (3) 他方、ドイツでも 2010 年代に入り、フランクフルト大学の大型共同研究「裁判外・裁判紛争解決」(2012 2015年)やマックスプランク・ヨーロッパ法史研究所の「裁判から調停」研究プロジェクトが生まれている()。しかし、19世紀のドイツ語圏でもっとも利用者が多かった地域型調停(勧解人制度)については、史料不足もあり未だ研究が進んでいない。

2.研究の目的

- (1) 本研究の目的は、上記のように不明な点の多い近代ドイツの地域型調停(自治体調停)の実態を把握することにあった。具体的には、申請時点でわずかにその存在が確認できた 19 世紀末ドイツの勧解人調停記録帳を統計的・内容的に分析することにより、当時の裁判外紛争解決手続きが住民のどのようなニーズに応え、あるいは応えなかったのかを測り、後の比較法史研究に資することを目指した。
- (2) 本研究は同時に、裁判制度を中心に形成され、研究されてきた近代司法に対し、新たに制度利用者の視点から評価を加えることを目指した。近代の調停に関する先行研究は「近代法」の再定位を射程に入れており、本研究もそのコンセプトを実証的に継承しようとするものである。

3.研究の方法

本研究では、1) 史料収集 2) 統計分析 3) 事例分析という三つの方法で調査を進めた。

(1) 史料収集

ドイツ各州の公文書館ポータルサイトから、自治体調停記録帳がどの公文書館にどれだけ残っているのかを調査し、地域や時代別の残存状況を整理する。保存史料が多い公文書館には、直接赴いて記録帳の残存状況や事件数を確認する。

(2) 統計分析

(1)で確認した史料の中から、長期にわたり欠落のない調停記録帳を選び、当事者の属性(身分・職業・年齢・性別) 当事者相互の関係(隣人・友人・血縁・雇用関係・同僚) 和解率等の傾向を、統計データとしてまとめる。

(3)事例分析

当事者の申立や和解の内容、調停者による表現などから、紛争のさいの当事者の行動パターンの典型例をまとめ、社会的な力関係や固定観念の反映などを確認する。

4.研究成果

(1) 研究の主な成果

史料収集から得られた成果

本研究実施前の予備調査では、ドイツ各地の公文書館に残る調停記録帳が最も多いのは 1879年のプロイセン勧解人令制定後 20 年間であり、それより前の記録帳はほとんど残っていないという感触があった(表1)。ところが、調査開始後マールブルク公文書館で見つけた 19 世紀中葉のヴァルデック侯国「治安裁判所」(以下「治裁」と略。後述))なる調停機関の記録帳が思いのほか多く、その記録帳に記された事件数が厖大であったため(表2)、調査の重点を 19 世紀末から中葉に移すことにした。また、史料分析対象を合理化し、記録帳の全てではなく、サンプル地域のサンプル年に絞った分析を行った。

表 1:2016 年予備調査時:19 世紀ドイツの調停記録を所蔵する主な史料館

| 公文書館 | | Potsdam | Gotha | Marburg |
|--------|------------|-----------|-----------|------------|
| 記録帳が残る | 1848~1879年 | 1 (1862-) | 1 (1868-) | 10 (1848-) |
| 自治体の数と | | 未確認 | 未確認 | 推定 2,500 件 |
| 調停件数 | 1880~1900年 | 7 | 6 | 35 |
| | | 約 2,700 件 | 未確認 | 推定 5,500 件 |

他 Wiesbaden 3 冊, Hamburg 3 冊(1880-89), Aurich 1 冊(1880-96), Langgöns 2 冊(1879-95)

表 2:2019 年調査終了時:19 世紀ドイツの調停記録を所蔵する主な史料館

| 公文書館 | | Potsdam | Gotha | Marburg |
|--------------------------|------------|-----------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 記録帳が残る 自治体の数と 調停件数 | 1834~1879年 | 6 (1834-) 最低 2,000 件 | 3 (1868-) 約 800 件 | 22 (1848-) 約 11,700 件 |
| | 1880~1900年 | 7 約 2,700 件 | 8 約 900 件 | 75 約 8,800 件 |

計画から得られた成果(サンプルデータの統計分析)

サンプルとした自治体 Ni eder - Wi I dungen (NW) 治裁の利用状況について、記録帳が残る 1848 年から 1905 年までの年別申立件数を数えた。結果、治安裁判所導入から 30 年間は、3 回ほどアップダウンを経ながらも凡そ 200 件~350 件の高水準を維持、1880 年 (75 件) にはじめて低利用に転じたことが確認できた。なお、残存する司法統計によると、1860 年台当初の侯国全体の治裁利用総数は、民事訴訟件数の 2 倍を超える。

この動きに比例するのが申立内容の推移で、NW 治裁では 1875 年まで「金銭支払い請求」が約7 割を占め続けるが、1880 年に 32%まで急落する。代わりに首位に立つのが侮辱事件 (36%) である。他方、和解率は当初 10 年ほど 60%強であったのが、すでに 1865 年から 40%前後の低水準に転じている。

当事者は、設置後30年を通して手工業親方や商人の申立人が多く、性別では約85%を男性が占めている。一方、1875年の「被告」の職業内訳では「妻」や「未亡人」が最多であった。総じてWi治裁の調停では、社会的地位や経済力のある人々による債権回収のための利用が多く、逆に賃金不払いや即時解雇を理由とする利用はほとんどなかった。

以上の結果のうち、1880年の変化は、1879年の事物管轄縮小の影響が最大の理由と考えられる。他方で和解率や性別比の推移など制度変更では説明し難い現象もあり、その背景の解明が課題として残る。

計画から得られた成果(事例分析)

サンプルとして、上記の NW 治裁の 1850 年 (202 件) 1855 年 (238 件) 1865 年 (189 件) 1875 年 (305 件) 1880 年 (75 件) の調停記録を比較分析した。結果、統計で最多の事案であった「金銭支払い要求」の多くは小作料支払い請求であり、地主が複数の (ときに 8 人を超える) 小作人に対して同時に請求を行う事例が多いことが確認された。こうしたケースでは地主本人ではなく地方役人が「原告」(申立人)となることもあり、近世の領主裁判所で行われていた領民への地税取り立てと当事者構造が似ている点が特筆される。一方、別のサンプル治裁では 1870年代から信用金庫が「原告」となるケースが多数確認され、債権回収の現代化が治裁でも進んだとみることができそうである。

当初の予想に反した事象が起きたことにより得られた新たな知見

上述 のように、2017 年度の史料調査では予想を大幅に上回る数の調停記録帳が見つかった。その一因は、この地方に多く存在していた「治安裁判所 Friedensgericht (直訳は「平和の裁判所」)」がプロイセン勧解人と機能を同じくする調停機関であることが判明したことにある。これに端を発して、19 世紀の「Gericht」には、たとえば「Waldgericht (森林裁判所)」など、他にも判決機能をもたない民間もしくは自治体の調停機関があることが判明した。

当初の仮説を裏付けない史料の発掘により得られた新たな知見

報告者は当初、19世紀前半まで存続していた領主裁判所の機能が換骨奪胎して自治体調停制度になったのではないかという仮説を立てていた。じっさいこの仮説は、部分的には の事例分析で裏付けられたように見える。ところが、この仮説に反する史料がマールブルクで見つかった。1848年のヴァルデック侯国治裁設置以前に、いくつかの自治体が侯国政府に提出した伺い書である。とりわけ Adorf という自治体の牧師 Heller の伺い書が重要である。彼は1846年、教区における訴訟抑制策として「平和協会 Friedensverein」なる団体結成を主導し、同団体が実施する調停のあり方を定めた規約を公認するよう、政府に願い出ている。近代司法制度整備の途上で

廃止されていった領主裁判所とは異なり、教会の教区牧師が主導する草の根組織が一部の自治 体調停制度の沿革に関わっていたことは、本研究で得られた新たな知見である。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究は、19世紀ドイツの自治体調停記録帳を分析する、国内外で最初の包括的研究である。 ADR の普及により新たにその重要性が認められた調停の生の記録を提供することにより、国内では、裁判外紛争解決史料の比較研究に資することが見込まれる。一方、近年のドイツでは、1980年代以降のミクロ史・日常史の台頭により、下級審や市町村の行政記録への史料的関心が高まっており、本研究の成果がこうした研究に有効活用されることが見込まれる。

さらに、本研究で明らかになった「平和協会」の存在は、近代ドイツの調停への理解を部分的 に修正するインパクトがあるといえよう。

(3) 今後の展望

本研究期間で検討することができなかったポツダム公文書館に残る調停記録帳を解読し、マールブルクで得たデータと比較する。

2019年度は、編者として関わった『法を使う/紛争文化』()の執筆と校正に多くの時間を費やし、個人の研究成果発信にかける余力が残らなかった。幸い、同じく「利用者の視点から見た紛争解決制度」という視点から応募した共同研究「伝統社会の司法利用 利用者行動の実証分析による東西比較法史研究」が採択されたので、今後3年間はその研究計画に沿い、共同研究者4名および海外の協力研究者3名との意見交換を図りながら、個人研究の成果発信に努めていきたい。

川口由彦編著『調停の近代』(日本近代法史の探究 I) 勁草書房 2011 年

Peter Collin, Vom Richten zum Schlichten – juristische Entscheidungssysteme im Umbruch. Außergerichtliche Konfliktlösung im späten 19. und frühen 20. Jahrhundert, Berlin 2016.

松本尚子編著『法を使う/紛争文化』(「法文化叢書」第17巻) 国際書院2019年

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文) 計0件

| 〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 C | サノン大国際学会 0件 \ | | | |
|--|-----------------------------|------------------|--|--|
| 1.発表者名 | | | | |
| 松本尚子 | | | | |
| | | | | |
| 2.発表標題 「法を使う/紛争文化」者 (補 |) 19世紀中葉のヴァルデック侯国内勧解人記録帳の紹介 | | | |
| | | | | |
| 2 4674 | | | | |
| 3 . 学会等名 法制史学会東京部会 | | | | |
| 4.発表年 | | | | |
| 2017年 | | | | |
| 〔図書〕 計2件 | | 1 4 DV.(- br | | |
| 1.著者名 松本尚子(編著) | | 4 . 発行年 2019年 | | |
| | | | | |
| 2.出版社 | | 5.総ページ数 | | |
| 国際書院 | | 301 | | |
| 3 . 書名 | | | | |
| 3.音台 『法を使う/紛争文化』(法文化叢 | 書第17巻) | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 1 . 著者名 | | 4 . 発行年 | | |
| Tatjana Hornle et al (eds), Naoko | 2020年 | | | |
| | | | | |
| 2 . 出版社 | | 5.総ページ数 | | |
| Nomos | | | | |
| 3 . 書名 | | | | |
| Courts and Their Equivalents (Recht im Kontext; Bd. 7) (i. E.) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 〔産業財産権〕 | | | | |
| 〔その他〕 | | | | |
| ((() () | | | | |
| - | | | | |
| 6 . 研究組織 氏名 | 所属研究機関・部局・職 | | | |
| (ローマ字氏名) (研究者番号) | が展明れた場合。 (機関番号) | 備考 | | |